

景観形成方針及び区域

■景観形成の基本目標

雄大な大淀川と、緑・山並み・空・まちが一つにとけ込んだ、光り輝くシンボル景観の形成

■公共施設に係る景観形成に関する方針

- 市民に親しまれる河川環境の保全及び整備を行う
- 河畔、沿道及び公園を総合的に整備し、花と緑豊かな景観を形成する
- 周辺からの見え方や河畔から周囲への眺望に配慮した整備を行い、適正な維持管理に努める

■地区全体に係る景観形成方針

● 川・緑・山並み・空・まちが一つとなったシンボル景観の形成

大淀川は、本市の重要な景観のシンボルであり、沿岸の緑やまち、背景の空や山並みが組み合わせられた雄大な景観を形成している。大淀川を中心とした景観の重要性を認識し、川・緑・山並み・空・まちを一つに捉え、本市のシンボルにふさわしい魅力ある景観を形成する。

● 川と緑が一体となったうるおいあふれる景観の形成

沿岸の緑及び隣接する緑地は、大淀川と一体となって市街地に豊かな自然を提供し、散策等で河畔を利用する人々にうるおいを与えている。それらの緑及び緑地を保全・活用し、新たな緑を創出することによりうるおいあふれる景観を形成することが重要である。河川空間を積極的に緑化するとともに、沿岸の民有地及び公有地の緑化を推進する。

天神山及び愛宕山の緑地の保全と眺望の確保を図り、川と緑が一体となった景観形成を行う。

● 空、遠景の山並みへの眺望を確保した広がりある景観の形成

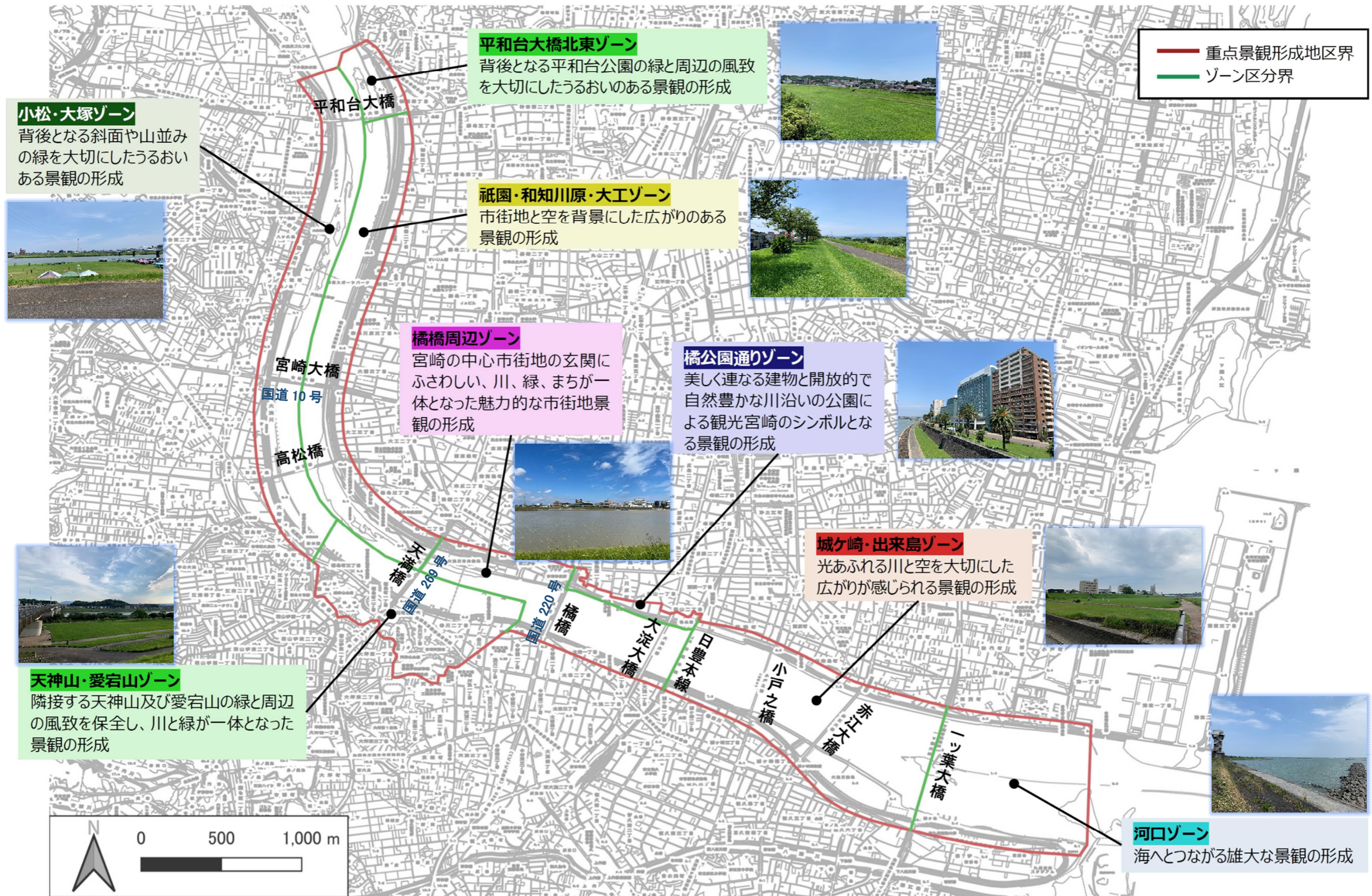
大淀川は広い川幅を有するため、背景となる空や遠景の山並みが河川と一体的に視認でき、広がりを強く感じることができる。建築物の高さや色彩等に配慮して、空への広がりや遠景の山並みへの眺望を守り、大淀川の魅力である雄大な景観を守り育てていく。

● バランスのとれた、まとまりと連続感が感じられるまちなみ景観の形成



◆重点景観形成地区に定める土地の区域（大淀川地区）

■ゾーン別基本方針



◆ 景観形成基準・配慮事項

建築物や工作物等の新築等においては、下記の景観形成基準や配慮事項(p4～p9)に基づき必ず検討し、計画・設計していただきますようお願いいたします。景観形成基準に適合しない場合は、景観法に基づき勧告や変更命令の対象となる場合があります。

■ 建築物の景観形成基準

項目	景観形成基準等
建築物に設置する太陽光発電設備	<p>※壁面及び屋根面に太陽光発電設備を設置する場合は建築物の一部とみなし、以下の制限を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●太陽光パネル(太陽電池モジュール)の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たないものとし、光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用する。 ●架台やモジュールのフレームの色はできるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。 ●太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和するものとする。 ●勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の最上部を越えないように設置して屋根と一体化させる。 ●陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くするか、ルーバーなどにより目立たないようにして建築物と一体化させる。 ●太陽光発電設備における屋外用パワーコンディショナなどは、建築物と一体化するか、又は、通りから見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同系色にするなど修景を図ること。 <p style="text-align: center;">< 勾配屋根の場合 > < 陸屋根の場合 ></p> <p style="text-align: center;">配慮 ○ 配慮 × 配慮 ○ 配慮 ×</p>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●壁面の基調色(屋根や壁面などで主に用いられる色彩)は、表1の基準により制限を行うこととする。 ●屋根の基調色(屋根や壁面などで主に用いられる色彩)は、表2の基準により制限を行うこととする。
壁面の位置 (橋公園通りゾーンのみ)	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の壁面は、国道220号、市道川原通線及び橋東1の南1号線(以下「前面道路」という。)から原則として1m(延べ面積が2,000㎡以上の建築物にあつては前面道路から原則として2m)以上後退した位置に設けること。

■ 開発行為等の景観形成基準

項目	景観形成基準
開発行為・土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ●造成を伴う土地の形質の変更は、最小限とし周囲は十分な緑化を行うこと。 ●擁壁等を伴う法面については、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化に努めること。
木竹の伐採又は植栽	<ul style="list-style-type: none"> ●道路に面する部分ではできる限り伐採を避けるよう努めること。 ●植栽にあつては、地域性を考慮した樹種の選定等に努めること。

■工作物の景観形成基準等

項目	景観形成基準等
高さ・形態	<ul style="list-style-type: none"> ●道路景観軸に位置づけられている道路(国道10号、国道220号、国道269号)の路端から300m以内の区域では、航空法第51条の2の規定に基づく昼間障害標識の設置の必要がない高さ又は形態とすること。 <p>※都市計画法第8条第1項第1号で定める商業地域に設置するもの、その他周辺状況等により市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。</p>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●外観の基調色(主に用いられる色彩)は、表3の基準により制限を行うこととする。
太陽光発電設備	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ●太陽光発電設備におけるモジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。また、モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用する。 ●太陽光発電設備におけるパワーコンディショナなど附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用する。
	<p>配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けること。 ●歩行者や周辺の景観への影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退し、必要に応じて植栽などにより目立たないようにすること。 ●主要な眺望点や主要な道路などから見た場合に、周辺景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにすること。

◆屋外広告物の表示等に関する許可基準(上乘せ基準)

宮崎市屋外広告物条例に基づく許可申請においては、当条例に定める許可基準に加え、本地区独自の下記の上乘せ基準に基づき計画・設計していただきますようお願いいたします。

項目	上乘せ基準
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ●表示面の高さは、4m以下であること。 ●一面の面積又は投影面積は、20㎡以内であること。(橋公園通りゾーン以外の第3種規制地域(※)を除く。) ●表面積の3分の1を超える部分、及び地色に使用できる色彩は表3の基準により制限を行うこととする。(一面の面積が5㎡未満のものは、適用を除外する。) ●道路を占用して設置しないこと。 ●映像機器、電光掲示板その他これらに類するものを使用しないこと。 ●照明を使用する場合は、広告面を照らす外照式のもの、バックライトにより切り文字部分を浮かび上がらせる間接照明式のもの、切り文字部分に限った内照式のものとする。 ●ネオン管を使用する場合は、その光源が露出かつ点滅しないこと。
野立広告	<ul style="list-style-type: none"> ●地上から広告物等の上端までの高さは、10m以下であること。
壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ●表示面積の合計は、1壁面につき20㎡以内であること。
屋根面広告	<ul style="list-style-type: none"> ●表示又は掲出できない。
突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物1棟につき1列以下であること。
屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物1棟につき1個であること。 ●広告物を掲出する物件の高さは4m以下であること。 ●地上から広告物等の上端までの高さは30m以下であること。(天神山・愛宕山ゾーン及び橋公園通りゾーン以外の第3種規制地域(※)を除く。) ●天神山・愛宕山ゾーンについては、広告物等の上端までの高さは、標高20m以下であること。

※宮崎市屋外広告物条例施行規則で規定する地域

■大淀川地区におけるゾーン別配慮事項

項目	配慮事項								
	小松・大塚ゾーン	祇園・和知川原・大工ゾーン	平和台大橋北東ゾーン	天神山・愛宕山ゾーン	橘橋周辺ゾーン	橘公園通りゾーン	城ヶ崎・出来島ゾーン	河口ゾーン	
ゾーン別基本方針	●背後となる斜面や山並みの緑を大切にしたいうおいある景観の形成	●市街地と空を背景にした広がりある景観の形成	●背後となる平和台公園の緑と周辺の風致を大切にしたいうおいある景観の形成	●隣接する天神山及び愛宕山の緑と周辺の風致を保全し、川と緑が一体となった景観の形成	●宮崎の中心市街地の玄関にふさわしい、川、緑、まちが一体となった魅力的な市街地景観の形成	●美しく連なる建物と開放的で自然豊かな川沿いの公園による観光宮崎のシンボルとなる景観の形成	●光あふれる川と空を大切にしたい広がりを感じられる景観の形成	●海へとつながる雄大な景観の形成	
建築物・工作物等	配置	●建築物は、大淀川や大淀川に接する道路から後退して配置し、緑化空間の確保に努める。 ●大淀川右岸区域については、対岸から見て背景となる遠景の山並みの稜線から突出しない高さとする。 ●隣接する建築物と調和の取れた高さとし、連続的なスカイラインとなるように配慮する。							
	高さ				●対岸や橘橋・天満橋・高松橋から見て、背景となる天神山及び愛宕山の稜線から突出しない高さとする。				
	色彩及び形態	●建築物の壁面は、長大な壁面とならないように配慮する。やむを得ず大壁面となる場合は、形態や色彩等の工夫により周辺に圧迫感を与えないように配慮する。 ●隣接する建築物等の色彩を考慮して、連続感のある色相・配色とする。 ●建築物側面は、前面の仕上げ及び意匠と調和させる。							
	設備等	●屋上や壁面に設置する設備等は、周辺から視認できないよう遮蔽する。もしくは建築物と一体的なデザインとする。 ●屋上や地上に携帯電話等の鉄塔を設置してはならない。やむを得ず設置する場合は周辺から見てわかりにくいように、位置やデザインを工夫する。 ●ベランダやバルコニーを設ける場合は、周囲の景観と調和するよう構造及び意匠を工夫し、洗濯物等は見えないようにする。 ●工事中の仮囲いは、周囲の景観に配慮したものとする。				●建築物や外構のデザインに調和した照明やライトアップにより、大淀川周辺にふさわしい夜間景観を演出する。			
緑化	●既存の樹木等は、できる限り保全する。 ●建築物の周辺はできる限り緑化を行う。 ●大淀川に面する部分には、可能な限り中高木の植栽を行う。 ●前面道路に面する部分は、コンクリート塀やブロック塀を避け、できる限り生け垣とする。				●前面道路に面する部分は、コンクリート塀やブロック塀を避け、橘公園通りにふさわしい南国的な植栽を行う。		●前面道路に面する部分は、コンクリート塀やブロック塀を避け、できる限り生け垣とする。		
広告物	共通事項	●必要最小限の掲出とし、周辺景観や建築物本体と調和した質の高い広告物の設置に努める。 ●できる限り低層に掲出し、複数の広告物は集約する。 ●地色について、建築物本体と調和した色彩を用いるとともに、多色使いを避ける。 ●窓面広告は設けてはならない。							
	屋上広告壁面広告	●大淀川右岸部の屋上広告は、対岸から見て背景となる山並みの稜線から突出しないように設置する。 ●対岸から視認できるものはできる限り掲出ししない。やむを得ず掲出する場合は、派手な色彩や形態を避け、建築物と一体的なデザイン、もしくは切り文字とする。				●掲出してはならない。やむを得ず掲出する場合は、建築物と一体的なものとし、壁面に切り文字等で横書きとする。		●大淀川右岸部の屋上広告は、対岸から見て背景となる山並みの稜線から突出しないように設置する。 ●対岸から視認できるものはできる限り掲出ししない。やむを得ず掲出する場合は、派手な色彩や形態を避け、建築物と一体的なデザインもしくは切り文字とする。	
	その他					●独立広告や突出広告は自家用かつ集約したものに限り、各建築物1個までとする。 ●建築物の敷地内に、簡易広告物(貼り紙、貼り札、立て看板、常設のぼり等)を設けてはならない。 ●通りに面して自動販売機を設けてはならない。やむを得ず設置する場合は、位置や色彩等に配慮する。			

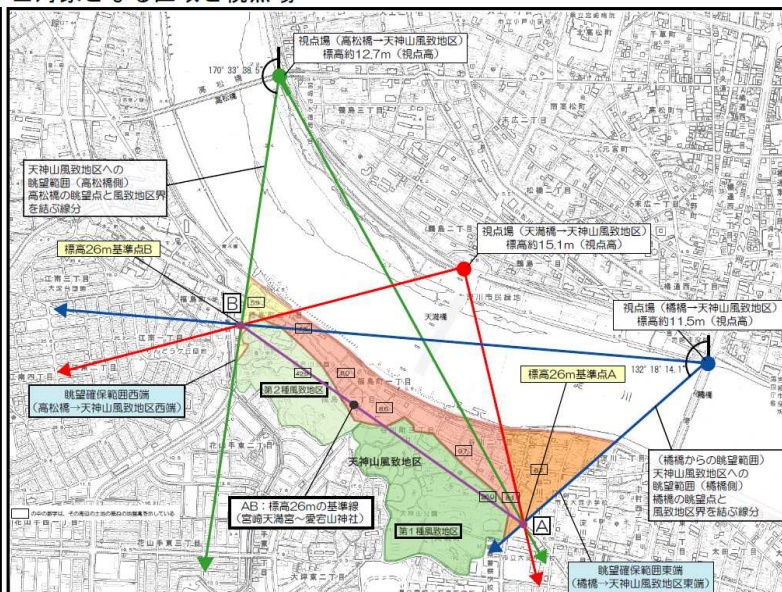
◆ 天神山・愛宕山ゾーンにおける建築物の高さ誘導に関する考え方

天神山・愛宕山ゾーンにおいては、大淀川から望む天神山や愛宕山の緑豊かな景観を保全するため、建築物や工作物の高さを、対岸や橋樑・天満橋・高松橋から見て、背景となる天神山及び愛宕山の稜線から突出しない高さ(標高 26m以下)とします。

■ 高さに関する考え方 (断面図)



■ 対象となる区域と視点場

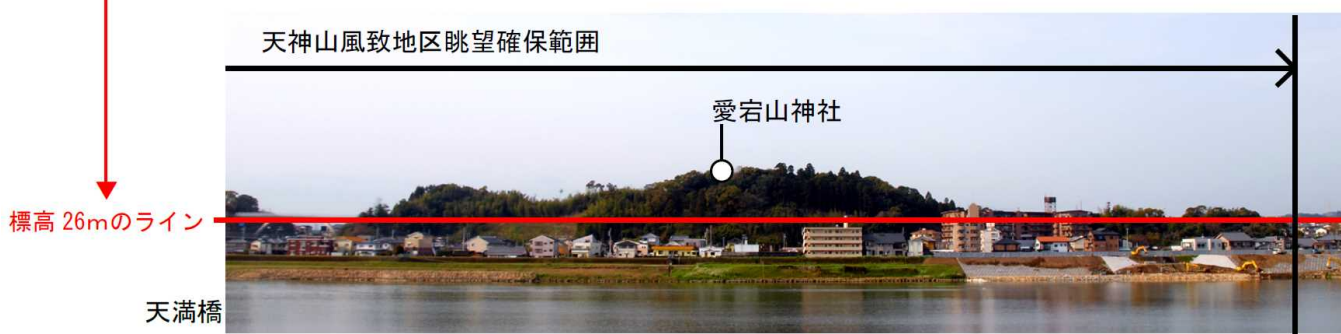


■ 対象となる区域の横断写真



○ 建築物、工作物の高さの限度 (基準線)

基準線は、平面上で宮崎天満宮と愛宕山神社を通る直線とし、標高 26m(宮崎天満宮の標高)として設定する。



※場所ごとの具体的な高さについては、都市計画課までお問い合わせください。

◆ 色彩の基準値(景観形成基準)

- ・各表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格 Z8721(マンセル表色系)に基づくものとします。
- ・表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外します。
- ・景観向上に大きく寄与するとして市長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外します。

表1. 建築物の壁面

色相		R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相	
基準値	一定規模以上のもの	平和台大橋北東ゾーン 天神山・愛宕山ゾーン	彩度4以下かつ 明度2以上7以下	彩度3以下かつ 明度2以上7以下	彩度2以下かつ 明度2以上7以下
		その他のゾーン	彩度4以下 かつ明度7以上	彩度3以下 かつ明度7以上	彩度2以下 かつ明度7以上
	小規模のもの	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下	

※表中の「一定規模以上のもの」とは、延べ面積 300 m²以上かつ、高さ 10m 以上または3階建て以上の建築物を、「小規模のもの」とは、それに該当しない建築物をいう。

表2. 建築物の屋根

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下

表3. 工作物の外観・屋外広告物

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度4以下	彩度3以下	彩度2以下

※背景が緑地等の自然地となる場合は、上記基準に次の基準を追加する。明度2以上7以下 (鉄柱のみ)

◆ 重点景観形成地区における届出について

地区内で下記の行為を行う場合は、規模に関わらず工事等着手の 30 日前までに市長への届出が必要です(届出提出部数: 1部)。届出にあたっては、あらかじめ都市計画課に事前相談をしてください。

なお、屋外広告物については、別途、宮崎市屋外広告物条例に基づく許可申請が必要となる場合があります。

■ 届出対象行為

- (1) 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(太陽光発電設備を設置する場合も含む)
- (2) 工作物(太陽光等の発電設備等を含む)の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
- (4) 土地の形質の変更【(3)の開発行為を除く】
- (5) 木竹の伐採又は植栽

■ 届出の流れ

